

亀山市告示第 175 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、市道の路線を次のとおり変更したので、同条第 3 項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 28 年 7 月 15 日

亀山市長 櫻井義之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 30101
- 3 路線名 和賀白川線
- 4 道路の区間及び重要な経過地
 - (1) 変更前
 - ア 道路の区間
 - (ア) 起点 野村町字清谷 1658 番 1 地先
 - (イ) 終点 住山町字下古野 2 番地先
 - イ 重要な経過地 なし
 - (2) 変更後
 - ア 道路の区間
 - (ア) 起点 野村町字清谷 1658 番 1 地先
 - (イ) 終点 住山町字うとう谷 430 番 18 地先
 - イ 重要な経過地 なし